

京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月22日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第12号

京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則
(京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修(第29条)」を

「第8章 研修(第29条)

に改める。

第8章の2 職員評価(第29条の2)」

第11条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第11条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者(以下「保護者等」という。)との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供し、説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第11条の3 本校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、本校の教育

活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第3に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本校には、各課程に企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

第29条の2 職員（校長、教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。

2 校長、教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。

3 校長、教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。

4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1中「学科主任、同和主任、図書館長、教科主任」を「人権教育主任」に改め、同表備考1中「課程ごとに置く」を「各課程に置くことができる」に改め、同表備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第2学科主任の項、同和主任の項、図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進、学習指導等の研究、広報等に関する事項

別表第3を削除する。

(京都市立伏見工業高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市立伏見工業高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修(第29条)」を

「第8章 研修(第29条)

に改める。

第8章の2 職員評価(第29条の2)」

第11条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第11条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者(以下「保護者等」という。)との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供し、説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適

正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第11条の3 本校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第3に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本校には、各課程に企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

第29条の2 職員（校長、教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。

2 校長、教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。）

く。以下この条において同じ。)を評価するものとする。

3 校長、教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。

4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1中「学科主任、同和主任、図書館長、教科主任」を「人権教育主任」に改め、同表備考1中「課程ごとに置く」を「各課程に置くことができる」に改め、同表備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第2学科主任の項、同和主任の項、図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進、学習指導等の研究、広報等に関する事項

別表第3を削除する。

(京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修(第29条)」を

「第8章 研修(第29条)

に改める。

第8章の2 職員評価(第29条の2)」

第11条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第11条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者(以下「保護者等」とい

う。)との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供し、説明責任を果たすものとする。

- 2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第11条の3 本校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

- 2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。
- 3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第3に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 本校には、各課程に企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

第29条の2 職員（校長、教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設

定し、その達成状況等を自己評価するものとする。

- 2 校長、教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。
- 3 校長、教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。
- 4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1中「同和主任、図書館長、教科主任」を「人権教育主任」に改め、同表備考1中「課程ごとに置く」を「各課程に置くことができる」に改め、同表備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第2同和主任の項、図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進、学習指導等の研究、広報等に関する事項

別表第3を削除する。

(京都市立銅駝美術工芸高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 京都市立銅駝美術工芸高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修（第29条）」を

「第8章 研修（第29条）」

に改める。

第8章の2 職員評価（第29条の2）」

第11条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第11条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供し、説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第11条の3 本校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第3に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本校には、企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

第29条の2 職員（校長、教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。

2 校長、教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。

3 校長、教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。

4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1中「学科主任、同和主任、図書館長、教科主任」を「人権教育主任」に改め、同表備考を削る。

別表第2学科主任の項、同和主任の項、図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進、学習指導等の研究、広報等に関する事項

別表第3を削除する。

(京都市立音楽高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 京都市立音楽高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修（第29条）」を

「第8章 研修（第29条）

に改める。

第8章の2 職員評価（第29条の2）」

第11条の次に次の2条を加える。

（情報の提供）

第11条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供し、説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

（学校評価）

第11条の3 本校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第3に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本校には、企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

第29条の2 職員（校長、教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。

2 校長、教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。

3 校長、教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。

4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1中「学科主任、同和主任、図書館長、教科主任」を「人権教育主任」に改め、同表備考中「、学科主任、教科主任」を削る。

別表第2 学科主任の項、同和主任の項、図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進、学習指導等の研究、広報等に関する事項

別表第3を削除する。

(京都市立堀川高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 京都市立堀川高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修（第29条）」を

「第8章 研修（第29条）」

に改める。

第8章の2 職員評価（第29条の2）」

第11条の次に次の2条を加える。

（情報の提供）

第11条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供し、説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

（学校評価）

第11条の3 本校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第4に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」を

任等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本校には、企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

第29条の2 職員（校長、教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。

2 校長、教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。

3 校長、教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。

4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第2中「同和主任、図書館長、教科主任」を「人権教育主任」に改め、同表備考を削る。

別表第3同和主任の項、図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進、学習指導等の研究、広報等に関する事項

別表第4を削除する。

(京都市立日吉ヶ丘等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第7条 京都市立日吉ヶ丘高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修(第29条)」を

「第8章 研修(第29条)

に改める。

第8章の2 職員評価(第29条の2)」

第11条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第11条の2 校長は、保護者及び地域住民その他の関係者(以下「保護者等」という。)との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供し、説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第11条の3 本校においては、教育活動その他の学校運営の状況を改善し、教育水準の向上を図るとともに、保護者等との連携及び協力を推進するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価(以下「学校評価」という。)を行うものとする。

2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第4に掲げる主任等」を「教務主任，生徒指導主事，進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「前2項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本校には，企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

第29条の2 職員（校長，教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は，職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として，年度初めに自己目標を設定し，その達成状況等を自己評価するものとする。

2 校長，教頭及び事務長は，職務遂行についての指導又は助言を行うとともに，前項の達成状況等を含め，別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。

3 校長，教頭及び事務長は，所属職員との面談を実施し，前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。

4 校長は，第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか，職員の評価に関し必要な事項並びに校長，教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は，別に定める。

別表第2中「同和主任，図書館長，教科主任」を「人権教育主任」に改め，同表備考を削る。

別表第3同和主任の項，図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
-------------	------------

企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進，学習指導等の研究，広報等に関する事項
-------------	--------------------------------

別表第4を削除する。

(京都市立紫野高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第8条 京都市立紫野高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修（第29条）」を

「第8章 研修（第29条）」

に改める。

第8章の2 職員評価（第29条の2）」

第6条第1項第8号を第9号とし，第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 秋季休業日 10月6日から10月10日まで

第11条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第11条の2 校長は，保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）との連携及び協力の推進に資するため，本校の教育活動その他の学校運営の状況について，積極的に情報を提供し，説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては，京都市個人情報保護条例に基づき，個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第11条の3 本校においては，教育活動その他の学校運営の状況を改善し，教育水準の向上を図るとともに，保護者等との連携及び協力を推進するため，本校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。

- 2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。
- 3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第4に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 本校には、企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

- 第29条の2 職員（校長、教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。
- 2 校長、教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。
 - 3 校長、教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。
 - 4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭及び事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第2中「同和主任, 図書館長, 教科主任」を「人権教育主任」に改め, 同表備考を削る。

別表第3同和主任の項, 図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進, 学習指導等の研究, 広報等に関する事項

別表第4を削除する。

(京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第9条 京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 研修(第29条)」を

「第8章 研修(第29条)

に改める。

第8章の2 職員評価(第29条の2)」

第11条の次に次の2条を加える。

(情報の提供)

第11条の2 校長は, 保護者及び地域住民その他の関係者(以下「保護者等」という。)との連携及び協力の推進に資するため, 本校の教育活動その他の学校運営の状況について, 積極的に情報を提供し, 説明責任を果たすものとする。

2 前項の情報提供に当たっては, 京都市個人情報保護条例に基づき, 個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。

(学校評価)

第11条の3 本校においては, 教育活動その他の学校運営の状況を改善し, 教育水準の向上を図るとともに, 保護者等との連携及び協力を推進するため, 本校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価(以下「学校評価」という。)を行う

ものとする。

- 2 学校評価は、職員、生徒、保護者等が行い、実施に当たっては適切な項目を設定して行うものとする。
- 3 校長は、学校評価の結果を公表するとともに、学校評価の実施状況及びその結果を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第24条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「別表第4に掲げる主任等」を「教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他教育長が必要と認める主任等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 本校には、企画推進主任を置くことができる。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 職員評価

(職員評価)

- 第29条の2 職員（校長、教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）は、職員としての資質の向上及び本校の活性化を目的として、年度初めに自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価するものとする。
- 2 校長、教頭及び事務長は、職務遂行についての指導又は助言を行うとともに、前項の達成状況等を含め、別に定める評価基準により所属職員（教頭及び事務長を除く。以下この条において同じ。）を評価するものとする。
 - 3 校長、教頭及び事務長は、所属職員との面談を実施し、前項の規定による評価の結果を当該所属職員に開示するものとする。
 - 4 校長は、第2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項並びに校長、教頭及び

事務長の評価に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1第Ⅱ類の項中「理数系（理数系の教科・科目の履修に重点を置く類型）」を削る。

別表第2中「同和主任，図書館長，教科主任」を「人権教育主任」に改め，同表備考を削る。

別表第3同和主任の項，図書館長の項及び教科主任の項を次のように改める。

人 権 教 育 主 任	人権教育に関する事項
企 画 推 進 主 任	教育活動の企画及び推進，学習指導等の研究，広報等に関する事項

別表第4を削除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則別表第1の規定は，平成19年4月1日以降に入学する者から適用し，同日前に入学する者の規定については，なお従前の例による。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）